

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(12 月 20 日)
(第 14 号)

第
14
号
12
月
20
日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第14号

平成23年12月20日（火曜日）

議事日程（第14号）

平成23年12月20日（火）午前10時開議

- 第1 議案第28号から議案第46号まで、議案第49号から議案第55号まで及び議案第58号から議案第80号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第3 意見書案第11号から意見書案第13号まで
〔採決〕
- 第4 決議案第2号
〔採決〕
- 第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第6 閉会中の継続審査及び調査の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第28号から議案第46号まで、議案第49号から議案第55号まで及び議案第58号から議案第80号まで
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第11号から意見書案第13号まで
- 日程第4 決議案第2号
- 日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第 6 閉会中の継続審査及び調査の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男
12	番	吉 川	新
13	番	長 田	隆 尚
14	番	津 村	衛
15	番	森 野	真 治
16	番	水 谷	正 美
17	番	杉 本	熊 野
18	番	中 村	欣一郎
19	番	小 野	欽 市
20	番	村 林	聡
21	番	小 林	正 人
22	番	奥 野	英 介
23	番	中 川	康 洋
24	番	今 井	智 広

25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	竹	上	真	人
36	番	青	木	謙	順
37	番	中	森	博	文
38	番	前	野	和	美
39	番	水	谷		隆
40	番	日	沖	正	信
41	番	前	田	剛	志
43	番	舟	橋	裕	幸
44	番	三	谷	哲	央
45	番	中	村	進	一
46	番	岩	田	隆	嘉
47	番	貝	増	吉	郎
48	番	山	本		勝
49	番	永	田	正	巳
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美
(42)	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記（事務局次長）	神	戸	保 幸
書記（議事課長）	原	田	孝 夫
書記（企画法務課長）	野	口	幸 彦
書記（議事課副課長）	山	本	秀 典
書記（議事課副課長）	藤	野	久美子
書記（議事課主幹）	加	藤	元

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴	木	英 敬
副 知 事	安	田	敏 春
副 知 事	江	畑	賢 治
政 策 部 長	小	林	清 人
総 務 部 長	植	田	隆
防災危機管理部長	大	林	清
生活・文化部長	北	岡	寛 之
健康福祉部長	山	口	和 夫
環境森林部長	辰	己	清 和
農水商工部長	渡	邊	信一郎
県土整備部長	北	川	貴 志
政 策 部 理 事	梶	田	郁 郎
政 策 部 理 事	藤	本	和 弘
健康福祉部理事	稻	垣	清 文
健康福祉部こども局長	太	田	栄 子
環境森林部理事	岡	本	道 和
農水商工部理事	山	川	進

農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和

教育委員会委員長	丹 保 健 一
教 育 長	真 伏 秀 樹

公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	斉 藤 実

代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄

人事委員会委員	楠 井 嘉 行
人事委員会事務局長	堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員	落 合 隆
-----------	-------

労働委員会事務局長	小 林 正 夫
-----------	---------

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第11号から意見書案第13号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
50	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
71	三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月13日

三重県議会議長 山本 教和 様

政策総務常任委員長 中森 博文

防災農水商工常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
70	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月12日

三重県議会議長 山本 教和 様

防災農水商工常任委員長 長田 隆尚

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件名
55	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
69	訴えの提起（和解を含む。）について
72	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
73	みえ県民交流センターの指定管理者の指定について
79	森林づくりに関する税検討委員会条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月12日

三重県議会議長 山本 教和 様

生活文化環境森林常任委員長 津村 衛

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
44	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
45	地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案

4 6	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案
7 4	三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
7 5	地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について
7 6	地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月12日

三重県議会議長 山本 教和 様

健康福祉病院常任委員長 今井 智広

県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
6 4	工事請負契約について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）
6 5	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系5・6池水処理施設（土木）建設工事）
6 6	工事請負契約の変更について（一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）工事）
6 7	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター 系水処理・送風機（機械）設備工事）
6 8	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第9工区）管渠工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月13日

三重県議会議長 山本 教和 様

県土整備企業常任委員長 森野 真治

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
59	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月9日

三重県議会議長 山本 教和 様

教育警察常任委員長 小林 正人

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
28	平成23年度三重県一般会計補正予算(第9号)
29	平成23年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号)
30	平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
31	平成23年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第2号)
32	平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
33	平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)

34	平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
35	平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
36	平成23年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
37	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)
38	平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)
39	平成23年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)
40	平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
41	平成23年度三重県電気事業会計補正予算(第4号)
42	平成23年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)
43	三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案
49	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
51	三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例案
52	三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
53	三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
54	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
58	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
60	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
61	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案

62	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
63	当せん金付証券の発売について
77	平成23年度三重県一般会計補正予算(第10号)
78	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号)
80	三重県県税条例及び三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年12月16日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 (11 月) 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請11	私学助成の充実を求めることについて	三重県津市上浜町1丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 篠田 正道 ほか20名	稲 垣 昭 義 大久保 孝 栄 服 部 富 男 中 森 博 文 中 村 欣一郎 今 井 智 広 中 西 勇	採択
請12	県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて	津市桜橋1丁目104番地 林業会館2階 社団法人三重県森林協会 会長 尾上 武義 ほか2名	今 井 智 広 大久保 孝 栄 服 部 富 男 中 森 博 文 中 村 欣一郎 中 西 勇	継続審査

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請13	受診時定額負担の導入に反対する意見書の提出を求めることについて	津市桜橋2丁目191番4 みえ・医療と健康を守る会 会長 加藤 正彦	稲垣昭義 中森博文 服部富男 中川康洋 中西勇	採択
請14	動物愛護管理センターの設置及び大災害時のペット保護施設の拠点の整備・充実について	三重県津市丸之内24番 16号 タカノビル4階 公益社団法人三重県獣 医師会 会長 三野 營治郎	稲垣昭義 大久保孝栄 服部富男 中森博文 小林正人 中村欣一郎 中川康洋 中西勇	採択
請15	医療的ケア（「痰の吸引」と「経管栄養」）が必要な障がい者に対する施設及び在宅介護体制の充実について	三重県津市一志町高野 160 - 349 東海地区遷延性意識障 害者と家族の会 三重県代表 中尾 瑛	稲垣昭義 大久保孝栄 中森博文 服部富男 中村欣一郎 杉本熊野 中川康洋 中西勇	採択
請16	「子ども・子育て新システム」の見直しを求める意見書の提出を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階 三重県保育協議会 会長 森本 敏子 ほか46,568名	大久保孝栄 服部富男 中森博文 中川欣一郎 小林正人 中西勇	継続 審査

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請17	三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求めることについて	三重県津市鳥居町210 - 2 日本会議三重 会長 佐野 方比古 ほか3,229名	大久保孝栄 服部富男 中森博文 中西勇	不採択

意見書案第11号

私学助成の充実を求める意見書案
上記提出する。

平成23年12月8日

提出者

生活文化環境森林常任委員長
津村 衛

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、独自の校風を守りつつ建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、昨年度から高等学校等就学支援金制度が創設されているものの、依然として、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費の格差は大きく、とりわけ入学時納付金が高額であり、私立学校の生徒等は大きな経済的負担を強いられているところである。

また、このたびの東日本大震災の教訓から、子どもの安全を確保するうえで、学校施設の耐震化は急務である。

よって、本県議会は、国において、教育振興基本計画に私立学校に在学する生徒等の修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全化の向上のため、私学助成その他の総合的な支援を行うと明記されたことを踏まえ、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 授業料等の減免措置に係る補助の充実を図ること。
- 2 私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費に係る充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第12号

受診時定額負担の導入に反対する意見書案

上記提出する。

平成23年12月12日

提出者

健康福祉病院常任委員長

今井 智広

受診時定額負担の導入に反対する意見書案

本年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税一体改革成案」が決定され、その中で、高額療養費の見直しによる負担軽減の財源として、「受診時定額負担」の導入が検討されている。これは患者が医療機関を受診するたびに、定率負担とは別に定額負担を求められる仕組みである。

すでに、我が国の患者一部負担割合は先進諸国の中でも高い水準にあり、しかも、平成14年の健康保険法等の一部を改正する法律には、「医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持する」と附則に明記されていることから、患者にこれ以上の負担を強いることはこの法律に抵触するのみならず、多くの患者の受診抑制へとつながり、症状の重篤化など健康被害を招くに至ることが強く懸念されるところである。

また、医療保険制度は、国民の相互扶助により保険加入者全体で支える仕組みであり、本来その財源は公費や保険料で対応すべきで、患者にのみ負担を求

めるのは、国民皆保険制度の崩壊につながるものである。

よって本県議会は、国において、誰もが安心して等しく医療を受けられる国民皆保険制度を堅持するためにも、「受診時定額負担」の導入を行わないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

意見書案第13号

消費者のための新たな訴訟制度の創設に係る意見書案
上記提出する。

平成23年12月13日

提出者

中 森 博 文
大久保 孝 栄
中 西 勇
今 井 智 広
稲 垣 昭 義

消費者のための新たな訴訟制度の創設に係る意見書案

本県における消費生活相談の件数は、平成22年度で約1万7千件と依然として高い水準が続いている。これらの消費者被害は全世代を通して発生しているが、最近では比較的高齢者と若年者に被害が発生する傾向にある。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用や労力を要することから、事業者に比べ情報力や交渉力に劣る消費者は、被害回復のための行動をとることが困難である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるよう、消費者のための新たな訴訟制度の案が消費者庁において検討されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続き追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定されている。そして、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で共通争点の審理を行い事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し、被害回復を図るという仕組みとなっている。

そのため、被害者である消費者は、自ら訴訟を提起する必要は無く、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれる、消費者にとって労力の面でも現行制度より負担が低減される画期的な制度である。

また、これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めていたが、損害金等の請求権を認めていなかった。そのため、消費者被害の未然防止、拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題を有していた。その課題に応える点からも、この制度案は評価できるものである。

よって本県議会は、国会及び政府に対し、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項の趣旨にのっとり、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 現在、消費者庁において準備されている消費者のための新たな訴訟制度について、平成24年1月より開催される予定の通常国会の審議、議決を経て、早期にその創設を図ること。
- 2 消費者庁において、適格消費者団体が全国各地に設立されるよう支援する

こと。

- 3 同制度の実効性を確保する観点から、手続き追行主体となる適格消費者団体への必要な資金の確保、情報提供など環境整備を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(消費者)

決議案第2号

リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に関する決議案

上記提出する。

平成23年12月13日

提出者

長 田 隆 尚

山 本 勝

今 井 智 広

大久保 孝 栄

中 西 勇

稲 垣 昭 義

中 森 博 文

リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に関する決議案

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、地域間交流や産業経済の発展などに大きく寄与する社会基盤であり、本県におい

ても、早期開業が切望されている。国は全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画の決定とＪＲ東海に対する建設指示を行い、東京・名古屋間については平成39年先行開業に向けた整備が具体化することとなり、ＪＲ東海もリニア中央新幹線の平成26年度着工に向けて、本年11月21日に中間駅の設置費用を全額負担することを表明した。

しかしながら、リニア中央新幹線は、東京・大阪間が開業されて初めてその効果が発揮される場所であり、加えて先の東日本大震災の発生を契機に、東海道新幹線が担ってきた高速で安定的な旅客輸送の二重化により災害リスクに備えることや、東京への一極集中の是正の必要性が以前にも増して高まっている。

よって、本県議会は、リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業を強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

委員長報告

議長（山本教和） 日程第1、議案第28号から議案第46号まで、議案第49号から議案第55号まで及び議案第58号から議案第80号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。長田隆尚防災農水商工常任委員長。

〔長田隆尚防災農水商工常任委員長登壇〕

防災農水商工常任委員長（長田隆尚） 御報告申し上げます。

防災農水商工常任委員会に審査を付託されました議案第70号損害賠償の額の決定及び和解についてにつきましては、去る12月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原

案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 津村衛生活文化環境森林常任委員長。

〔津村 衛生活文化環境森林常任委員長登壇〕

生活文化環境森林常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第55号三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案外5件につきましては、去る12月8日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会において特に議論のありました事項について申し上げます。

まず、議案第72号三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について及び議案第73号みえ県民交流センターの指定管理者の指定についてであります。

指定管理制度は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があります。しかしながら、今回の指定管理候補者の選定に際しては申請団体が少ない状況であったことから、県当局におかれては、その原因を分析し、募集要項を工夫するなど、制度の適切な運用に努められることを要望します。

次に、新県立博物館の整備についてであります。

新県立博物館整備に当たっての前提として知事が示した7項目の取組のうち、新県立博物館の年間運営費4億5000万円に対する県費負担を2割程度削減することについて、収支計画が示されました。年間運営費4億5000万円のうち、人件費2億円については、県全体の人事計画の中で開館までに2割削減することとし、人件費を除いた事業費と管理費の2億5000万円に対する2割である5000万円を、収入を得ることによって県費負担を削減する計画との説明を受けました。収入の内訳には、ネーミングライツや協賛収入など、収

入確保の努力もうかがえますが、博物館の運営に当たって当初から想定され得る観覧料収入や物品販売収入等も計上されており、これらの収入を含めて2割削減を達成するとの説明は納得できるものではありません。

新県立博物館の年間運営費に対する県費負担を2割削減することは、知事が博物館事業を続行することについて県民に理解いただくために示した前提条件であり、私たち県議会もその前提条件を認め、今日まで博物館議論を行ってまいりました。博物館建設も着々と進められており、シンポジウムやこども会議などを通じて、子どもたちをはじめとする多くの県民が新県立博物館に参画し、期待を寄せている中で、本来の博物館充実の議論を行わなければいけない段階に来ています。知事が検証した内容を踏まえ、七つの前提項目の達成に向けた努力を引き続き行うとともに、県民に理解いただける取組が進められることを強く要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 今井智広健康福祉病院常任委員長。

〔今井智広健康福祉病院常任委員長登壇〕

健康福祉病院常任委員長（今井智広） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第44号地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案外5件につきましては、去る12月8日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）についてであります。

本年9月会議における中期目標の議決を受けて中期計画の素案が示されましたが、診療機能の充実や、医師不足等の深刻な地域への貢献など、項目によっては具体化されていない部分が見受けられます。県当局におかれては、評価委員会からの意見も踏まえ、中期目標を確実に達成するため、より具体

化された中期計画となるよう努められることを要望します。

次に、医師確保対策についてであります。

本県では、人口10万人当たりの病院勤務医師数が全国でも低位の状況にあるなど、医師不足や地域間、診療科目間の偏在が深刻な問題となっております。このような中、県当局におかれては医師修学資金貸与制度の運用を行っておりますが、貸与されている医学生に対し、県内定着に向けたきめ細かな対応を早い段階から実施するなど、この制度の実効性を高める取組を行うことを要望します。

また、将来において本県における医師の不足や偏在の解消が実現されるためにも、県内のあらゆる機関の知恵を終結するなど、今後も医師確保対策についてさらに強化されることを要望します。

次に、ドクターヘリについてであります。

平成24年2月に運航が開始されるドクターヘリについては、現在、基地病院とも協力しながら、安全で円滑な運航体制の構築に向けて取り組まれていると聞いております。このような中、県当局におかれては、ドクターヘリに対する県民の理解をさらに深めるため、出動要請の方法に関する広報や、着陸ポイントの周辺住民に対する事前の周知を十分行うことを要望します。

最後に、こども心身発達医療センター（仮称）についてであります。

草の実りハビリテーションセンターと小児心療センターあすなる学園の一体整備については非常に重要な案件であることから、今後はより丁寧に県議会や県民に対し説明されるとともに、このセンターが一体整備されることによってこれまで以上に機能の充実が図られるよう取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 森野真治県土整備企業常任委員長。

〔森野真治県土整備企業常任委員長登壇〕

県土整備企業常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第64号工事請負契約

について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）外4件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 小林正人教育警察常任委員長。

〔小林正人教育警察常任委員長登壇〕

教育警察常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第59号三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月9日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 中森博文政策総務常任委員長。

〔中森博文政策総務常任委員長登壇〕

政策総務常任委員長（中森博文） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第50号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る12月9日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会において特に議論のありましたことについて申し述べます。

「美し国おこし・三重」については、これまでの取組の検証結果とみえ県民力ビジョン（仮称）の考え方にに基づき、基本計画を改定するとしていますが、基本計画の核となる目的自体も変更するものであることから、これまでの議会での議論を踏まえた議案として提案されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第28号平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）外28件につきましては、去る12月8日、9日、12日、13日及び16日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月16日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第28号から議案第43号まで、議案第49号、議案第51号から議案第54号まで、議案第58号、議案第60号から議案第63号まで、議案第78号及び議案第80号の28件については全会一致をもって原案を可決、議案第77号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、12月8日、9日、12日、13日及び16日に開催された各分科会における審査の過程において特に議論がありました事項について申し述べます。

病院事業会計貸付金についてであります。

今回の補正予算では、県立総合医療センターの地方独立行政法人化に伴う県立病院間の貸付金の解消と、残る3病院の資金不足に対する手当て等として、一般会計から病院事業会計への貸付金約47億円が計上されております。県当局におかれては、一般会計からの借入金の返済のため、病院事業のさらなる経営改善に努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

議長（山本教和） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。

松阪市選出のみんなの党、中西勇です。

私は、県政の無駄をなくし、効率化、簡素化を図り、県民の血税を1円たりとも無駄にしない県政が必要だと思っております。早速ですが、議長のお許しをいただき、反対討論をさせていただきます。

議案第77号平成23年度三重県一般会計補正予算（第10号）、みえの森林づくり検討事業費において、税検討委員会の設置やフォーラムの開催などの事業費として89万2000円の増額、議案第79号に関して、森林づくりに関する税検討委員会条例案、この2点の議案に反対をします。

私は、税を設けるかどうかを考える検討委員会といいながら、税を導入するという方向での検討委員会に思えてなりません。三重の森林では、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要はあります。しかし、今、税を検討しなくてもよいと考えております。なぜなら、先進県である高知県や他県が、森林づくりの名のもとに森の活性化を促すことや林業家の補助になるだけで、本当に自然豊かな森林となっているのでしょうか。自然の森林は自然に守られて育っていくものであり、森林保護だけを考えるなら、自然復元が最も早い、有効だと考えます。野生の生物を養い、崩れにくい山ができると思います。

ここでもっと考えるべきことは、自然林と植林がマッチした山であることが必要で、急な山に植林をして水源の涵養や治山治水になるとは、私は考えられないのです。自然に育った森林はしっかりと根を生やし大地をとらえているが、挿し木によって育った杉やヒノキ、そういった森林は根が浅く、大地にしっかりと根を張っていないため、大雨により山ごと崩れ、流木となり被害を起こしている事実があります。

当然、林業家や木材関係では間伐や林道などの整備が必要であり、森林に対して費用をかける必要が十分あることはわかります。それには、今以上に森林に対しての整備をしていくこと、木材の流通を図るなど、しっかりとした森林づくりの検討委員会が必要と考えております。

また、構成する委員は、外部の学識経験者が必要かといえば、林業家や木

材関係者の方で十分であり、県議会も参加してしっかりと議論していけばよいと考えております。

これまで、日本の山、そして三重の山は、傾斜の多い山にただ単に植林をした森が育っている状態で整備がされておられません。太陽の光が十分通らない森林で、小さな木や草が生えない状態で、水を蓄える力がないわけです。大雨で一気に山崩れが起き、土砂と一緒に木が流れ流木となり、災害を起してしまうのです。また、高い山では深層崩壊という大きな問題も出てきております。

だから、他県の状況をしっかりと把握して、森林環境税などを設けている県に問題がないか、調査し議論した結果、県民の方々に御理解を得るべきであり、現在33都道府県で導入されていますが、他県と同じようにすることではなく、三重県は独自の考え方のもとに森林を守るべきと考えます。以前にも同じような議論があり、そのときは景気の状態を考え、提案までいたらなかったと聞いております。景気の状態は約2年前と比べ余り変わらない状態にある中で、今やるべきことは、もっと無駄をなくすことや、人件費の削減、議員歳費の削減など、問題を一つ一つ解決していくことが先決だと考えます。

やるべきことをやった後で県民に納得していただき税を考えることが順序であり、選択だと考え、反対をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第28号から議案第46号まで、議案第49号から議案第55号まで、議案第58号から議案第76号まで、議案第78号及び議案第80号の47件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委

員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第77号及び議案第79号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

議長（山本教和） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択4件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

議長（山本教和） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。14番 津村 衛議員。

〔14番 津村 衛議員登壇〕

14番（津村 衛） おはようございます。

新政みえ所属の津村衛です。

今回提出されました請願第17号、三重県の児童・生徒の「全国学力テス

ト」全員参加を求める請願に対して、反対の立場で討論に参加いたします。

私は、県議会議員であると同時に、小学4年生と保育園に通う2人の子どもの父親です。私も親として、我が子の学力向上を願っています。当然、我が子だけではなく、クラスのみんなや近所の子どもたち、通っている学校や地域全体、県や国全体の学力の向上を願っています。

今回、三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求める請願を提出された請願者も親としての思いは同じであると思いますし、過去の調査結果が、三重県が全国的に低い順位であったことから、その原因の分析や改善に向けた施策を実施してほしいという思いも当然のことであり、それが全国学力・学習状況調査の本来の目的でもあります。

全国学力・学習状況調査、請願では全国学力テストとありますが、私自身も内容を確認するため、童心に戻り、問題を解かせていただきました。中学3年生用と小学6年生用とあるのですが、中学3年生用は少しハードルが高かったので、小学6年生用を試みました。調査結果はとても公表できるものではありませんが、調査内容については新学習指導要領にのっとった内容で構成されているとのことで、マルかバツかだけの画一的な問いだけではなく、考えを問うものであったり、問題解決の過程を大切にしたりするものも入っていました。

また、例えば、1日当たりどれくらいテレビを見ているか、地域の行事に参加していますが、携帯電話の使い方について家の人と約束したことを守っていますかなどの、家庭や地域における学習状況に関係するような内容もあり、この調査自体の意義や内容について疑義を挟むものではありません。

今回の請願についてですが、タイトルにもあるように全国学力テストへの全員参加を求めるものであり、請願理由では全員参加方式の復活を、請願事項では全員参加方式のための県負担財源を確保することを要望しており、学力向上のためには学力テストへの全員参加が必要であるとの趣旨となっています。まるで全国学力・学習状況調査に全員参加することが学力向上を担保するかのような内容となっていますが、テストを受けるだけでは学力は向上

しません。学力向上に必要なのは、調査によって子どもたち一人ひとりのつまずきをとらえ、抱える課題に対してしっかりと向き合う教育現場の取組であり、教育行政を担う県教育委員会としてやるべきことは、限られた厳しい予算の中、調査のための財源を確保することではなく、既に過去の4回の調査で明らかになっている課題克服のための具体的対策であります。

さらには、地方分権一括法以来、地方分権が推進されてきた中で、県と市町は対等な関係であり、県の役割は市町を補完するものとされてきました。教育警察常任委員会でも、教育長の答弁の中で、調査を直接行うのは市町教育委員会や学校であり、県が強制的にやらせる立場にはなく、それぞれの教育委員会の判断のもとに行うものであるとの発言もございました。この調査は実施主体が国と市町であり、参加については、県内の各市町の教育委員会がそれぞれの判断で主体的に参加、不参加を決定していくべきものです。

三重県は南北に長く、地域の独自性、多様性こそが強みであり、それぞれの地域で様々な要素が絡み合う中で教育も存在しており、教育施策等はそれぞれの市町の現場の実態を踏まえ展開されるべきであります。

以上の理由から、私は今回の請願内容には賛同することができません。よって、常任委員長長の報告のとおり、不採択とすることに賛成をいたします。

私は、全国学力・学習状況調査ではかることができる項目だけが子どもたちの学力ではないと思いますし、子ども一人ひとりの個性をしっかりととらえ、どうすればもっといいところを伸ばすことができるのか、苦手なところを克服するにはどんな支えが必要なのか、厳しい環境に置かれている子どもたちをどうサポートしていけばよいかなどを、学校、家庭、地域がしっかりと連携をしてもとに取り組んでいくことこそが重要であり、今、強く求められているのだと思います。

今回の請願についての議論が、学力に関する課題をもっと広く、子どもたちの育ちの視点から社会全体として真剣に向き合うきっかけとなることを願い、請願への反対討論とさせていただきます。ぜひ御賛同いただきますよう、お願いをいたします。（拍手）

議長（山本教和） 35番 竹上真人議員。

〔35番 竹上真人議員登壇・拍手〕

35番（竹上真人） おはようございます。

ちょっと風邪を引いていまして、美声なんです、ふだんは。

自民みらいの闘う県会議員竹上でございます。

請願第17号三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求めることについて、委員会の採決は不採択でありましたが、私は自民みらい会派を代表して、請願の趣旨に賛成の立場から討論に参加いたします。

まず、この請願の内容から私は、請願のいう全国学力テストは全国学力・学習状況調査を指すもので、その上で一般的な言い方である全国学力テストという表現になっていると理解いたします。そして、今回の請願の趣旨は、一つ目として、全国学力テストに全員参加できるよう、県が支援すること、二つ目として、県の全国学力テストの結果を県及び市町が十分分析し、活用することという内容になっていると理解しています。

今般、執行部から提出されたみえ県民力ビジョン行動計画の最終案には、子どもたちの学力低下が課題となっており、学習意欲の向上と学習習慣の確立がうたわれています。そうした中、課題があるとされている学力の向上について、児童・生徒が全国学力テストに全員参加して、その結果を分析、活用すべきであるという要望は、極めて自然な考え方であると思うわけです。

鈴木知事が4月に就任して以来、これまで知事の教育にかける思いを聞かせていただいておりますが、知事は常々、学力と規範意識を身につける機会の保障を訴えておられます。私も同じ思いでありまして、すべての子どもがしっかりとした教育を受ける機会が平等に与えられなければならないと思っております。大人の勝手な都合で、子どものこうした意義あるテストを受ける機会を奪ってはなりません。

このような中、さきの全員協議会では執行部から選択・集中プログラムの説明を受けたところですが、その一つとして、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトがあります。この事業の中には、各市町教育委員会と連携

して全ての小中学校で、全国学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業改善を行うとともに、家庭、地域とその情報を共有して家庭学習の習慣化などの取組を連携して進めますとされています。この取組内容は、今回提出された請願の内容と方向性がほとんど合うものだと考えるところであります。

さきの常任委員会の議論をインターネット中継で見せてもらいましたが、現場経験豊富な小中学校教育室長からこのテストに対する評価として、新しい学習指導要領の趣旨、内容を踏まえて総合的に把握できるバランスのよいものであるとの発言があり、教育長からは、これから県教育委員会が行おうと予算要求している内容と請願の趣旨は違わない、同じだと発言されています。要するに、この請願に反対するということは、来年の第1回定例会に上がってくるであろう教育委員会の予算案に対して反対する意思表示なのか、甚だ理解に苦しむ。

じゃ、何が反対理由なのか。常任委員会の議論に注視してみました。正直、この常任委員会の議論、私が録画を見た限り、反対する理由がわからない、これが率直な感想です。何せ、討論で反対の意見表明もなく、ただただ反対しただけです。その前の執行部への質疑を聞いていても、教科の一部しかテストしないので意味がないであるとか、市町の話をも県に上げてくるのがおかしいとか、求めてもない市町や学校別の公表など、請願の趣旨とかけ離れた議論が営々で行われ、まるで反対のための反対のような議論に終始している。委員間討議においても反対の明確な意思表示があるわけでもなく、公明党の中川委員に請願権を侵すような発言を注意されると、撤回する旨の発言をしてみたり、予算に反対するのかの問いに、これからの判断とし、あいまいな回答でしかない。なぜ反対なのか、どうも理解に苦しむ。

今行われた反対討論を聞いていても、何が反対なのかわからない。過去の調査で明らかな、必要なのは具体的な対策だ、このようにおっしゃられた。じゃ、その内容は何なのか。どうしてここで言わないんですか。結局、市町の参加を半強制的だというふうな議論でしかなかった。個々の学校の課題を把握し、教育指導の改正に結びつけていきたいという思いで、請願者や県も

全員参加を実行したいと言っておるのであります。

少し話を変えて、こうした調査の結果が例えば学校別に公表されるとすれば、学校がランキング競争にさらされることを危惧する声があることは承知しております。これも様々な議論がありますが、百歩譲ってそのようなことが問題になるとしても、この請願に学校別に結果を公表すべきであるというようなことは一言も書かれていないと理解しています。

以上のような状況から、この請願にあえて反対する理由は一つもないのではないかと考えています。請願は県民にとって、その思いを県政に伝えることのできる権利の一つであります。特に子どもの学力向上は、多くの県民にとって切実な願いであると思います。反対する理由がない以上、この思いを受けとめることが我々の努めではないでしょうか。議員各位におかれましては、どうかこの県民の思いを酌み取って、請願に賛成していただきますようお願いいたします。私の賛成討論を終結いたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第11号私学助成の充実を求めることについて、請願第13号受診時定額負担の導入に反対する意見書の提出を求めることについて、請願第14号動物愛護管理センターの設置及び大災害時のペット保護施設の拠点の整備・充実について及び請願第15号医療的ケア（「痰の吸引」と「経管栄養」）が必要な障がい者に対する施設及び在宅介護体制の充実についての4件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの 生活文化環境森林常任委員会関係

請願第11号 私学助成の充実を求めることについて

健康福祉病院常任委員会関係

請願第14号 動物愛護管理センターの設置及び大災害時のペット保護施設の
拠点の整備・充実について

請願第15号 医療的ケア（「痰の吸引」と「経管栄養」）が必要な障がい者
に対する施設及び在宅介護体制の充実について

議長（山本教和） 次に、請願第17号三重県の児童・生徒の「全国学力テスト」全員参加を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第17号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択されました請願第17号につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

意見書案審議

議長（山本教和） 日程第3、意見書案第11号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第12号受診時定額負担の導入に反対する意見書案及び意見書案第13号消費者のための新たな訴訟制度の創設に係る意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第13号は委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第13号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

意見書案第11号から意見書案第13号までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

決議案審議

議長（山本教和） 日程第4、決議案第2号リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

決議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第5、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告したい旨の申し出がありますので、これを許します。岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 予算決算常任委員会における平成24年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

平成24年度当初予算は、おおむね10年先を見据えた県の長期的な戦略計画であるみえ県民力ビジョン（仮称）と平成24年度から平成27年度の4年間における県政の取組であるみえ県民力ビジョン行動計画（仮称）を推進するための初めての予算となります。予算編成に当たっては、計画で示された新しい考え方を十分反映させるとともに、真に優先すべき政策課題に対応するため、限られた財源を重点的、効果的に配分していく必要があります。

予算決算常任委員会としましては、予算編成が始まる以前の段階から、関係当局と議論を行ってまいりました。7月における2011年版県政報告書に係る調査に始まり、10月から11月には、決算審査と同時に、予算編成に向けての考え方についての詳細な調査を行い、議会の意見を来年度予算編成に反映させるため、十分な議論を重ねてまいりました。また、12月6日からは、本委員会及び各分科会を開催し、各部の当初予算要求状況等について、関係当局の出席を求め、慎重に調査を行ってまいりました。

以下、調査の過程において特に議論のあった事項について申し述べます。

本県の平成24年度の財政見通しは、県税収入の増加が見込めない一方で、社会保障関係経費や公債費など、義務的経費の増加が見込まれており、県財政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。平成24年度においては、これまで以上に徹底した事務事業の見直しを行い、必要性やより効果の高い課題に重点的に予算配分を行う選択と集中を一層進めるとともに、長期的には県債残高の抑制に努め、将来にわたって持続可能な健全な財政運営に努められるよう要望いたします。

その他、各部局の当初予算要求状況等について、各分科会で議論のありました主な項目について5点申し述べます。

1点目は、歯科保健推進事業であります。

県議会においては、歯と口腔の健康づくりに関して条例の制定を検討しているところであり、県当局におかれても、8020運動など、歯科保健のさらなる推進に取り組まれることを要望します。

2点目は、家族の絆強化事業であります。

本事業では、家族の絆フェスティバル（仮称）を実施するなど、家族のきずなを深めるための取組が提案されております。県当局におかれては、本事業において、地域で取り組まれている様々な活動と有機的な連携を図るなど、その効果が県内全域に広がるように取り組まれることを要望します。

3点目は、学校防災機能強化事業についてであります。

当該事業は、児童・生徒の安全を図るために、学校内に防災機器や備蓄物

資の整備等を行うものですが、学校施設は地域の避難所である場合が多いことから、整備の内容が重複することのないよう、防災危機管理部等の関係機関と十分な調整を図っていくことを要望します。

4点目は、今年度実施されている青色回転灯犯罪抑止パトロール事業についてであります。

当該事業は、空き巣や女性、子どもへの声かけ事案等が多発する時間帯や地域における重点的なパトロールの実施を委託しているものですが、緊急雇用創出事業としては今年度で一区切りとなることから、本事業が犯罪の抑止にどのような効果があったのかについて検証するとともに、今後においても自主防犯活動団体等との連携を密にするなど、犯罪抑止活動に向けた取組を一層推進するよう要望します。

5点目は、「美し国おこし・三重」についてであります。

平成24年度当初予算要求状況の中では、施策「美し国おこし・三重」の新たな推進において約2億円の予算が要求されています。「美し国おこし・三重」については、これまでも方向性がわかりにくいとの指摘を行ってきたところですが、今回、取組内容をリニューアルし、新たな視点で取り組むとしているので、その内容については、みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）最終案を踏まえ、十分精査されることを要望します。

以上、当委員会での調査の概要を述べました。県当局におかれては本委員会や各分科会等での議論や意見を十分に踏まえ精査、検討されるよう要望しまして、当委員会の報告といたします。

議長（山本教和） 以上で常任委員長の報告を終わります。

閉会中の継続審査・調査

議長（山本教和） 日程第6、閉会中の継続審査及び調査の件を議題といたします。

本件は、政策総務常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査・継続調査申出事件一覧表の

とおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続審査・継続調査 申出事件一覧表

政策総務常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 地域振興の推進について
- 1 東紀州地域の対策について
- 1 行財政の運営について

防災農水商工常任委員会

- 1 危機管理の推進について
- 1 防災対策の推進について
- 1 農業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について
- 1 商工業の振興対策について
- 1 中小企業の育成対策について
- 1 観光の振興対策について
- 1 科学技術の振興について

生活文化環境森林常任委員会

- 1 生活文化行政の総合的推進について
- 1 雇用安定対策について

1 環境行政の推進について

1 林業の振興対策について

請願第12号 県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて

健康福祉病院常任委員会

1 社会福祉対策の総合的推進について

1 保健医療行政の推進について

1 子ども及び青少年の育成対策について

1 病院事業の運営について

請願第16号 「子ども・子育て新システム」の見直しを求める意見書の提出を求めることについて

県土整備企業常任委員会

1 公共土木施設の整備促進について

1 都市計画、住宅、下水道、その他土木行政の推進について

1 公営企業（病院事業を除く）の運営について

教育警察常任委員会

1 学校教育の充実について

1 体育・スポーツの振興について

1 社会教育及び文化財保護行政の推進について

1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

議長（山本教和） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

閉 会

議長（山本教和） これをもって、平成23年第3回定例会を閉会いたします。
午前10時52分閉会

閉会に当たり、山本教和議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次のあいさつを述べた。

議長（山本教和） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月14日に開会いたしました平成23年第3回定例会は、98日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様には終始熱心に御審議を賜りますとともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

今定例会を振り返りますと、9月に襲来した台風12号による紀伊半島大水害への対応が喫緊の課題となり、県議会としても意見書を議決した上で国の関係省庁に対し要請活動を行うとともに、被災者支援等に係る補正予算については休会日に急遽、本会議を開催するなどして審議いたしました。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて策定された緊急地震対策行動計画や、県立総合医療センターの地方独立行政法人への移行など、県民生活の安全・安心に深くかかわる重要案件を審議するとともに、県民力で幸福実感日本一を目指すみえ県民力ビジョンや行財政改革取組など、当面する県政課題につ

いて熱心に議論をいただきました。

厳しい議会日程にあっても充実した御審議をいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、今定例会中には、議会改革の取組も一層進展いたしました。

まず、議会改革推進会議に設置された二つのプロジェクト会議では、それぞれのテーマについて鋭意議論を重ねていただきました。

次に、広聴広報機能の充実の点では、新たにみえ現場で県議会を開催し、11月に「離島振興」及び「女性の声を県政に」をテーマとして活発な意見交換が行われたところであります。

また、新たな議員提出条例とするべく、検討会を設置して、歯と口腔の健康づくりに関する事項を調査検討していただいているところであります。

二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託にこたえるべく、さらなる改革を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、寒さに向かう折から、議員並びに執行部の皆様には健康に十分留意され、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。（拍手）

知事（鈴木英敬） 閉会に当たりまして、私からもごあいさつを申し上げます。

今定例会は、9月14日の開会以来本日まで、3カ月の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

特に、紀伊半島大水害等の早期復旧を図るための補正予算については迅速に御審議いただき、早期に事業着手することができました。心から感謝いたします。今後も復旧から復興へ歩み出していくために、引き続き全庁を挙げて取り組んでまいります。

また、今定例会においては、みえ県民力ビジョン（仮称）最終案、三重県行財政改革取組中間案、本庁の組織見直し、三重県緊急地震対策行動計画等とともに、本県の財政のまことに深刻な状況についても御説明させていただ

きました。平成24年度はこのような深刻な財政状況の中からのスタートとなりますが、県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

本議会を通じまして議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましてはこれを十分尊重させていただくとともに、今後の県政の推進にさらなる努力をしてまいりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。よい年をお迎えください。来年も、御指導、御鞭撻、よろしくお願いいたします。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 山 本 教 和

副 議 長 中 村 進 一

署名議員 下 野 幸 助

署名議員 田 中 智 也

署名議員 栗 野 仁 博